

議案第 6 1 号

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

市長の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

市長の専決処分事項に関する条例（平成 20 年加西市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

本則中「請負代金額の増減額が 200 万円以下の」を「当初契約金額の 10 パーセント以内の額で、同条に規定する額未満である」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の市長の専決処分事項に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に締結する変更契約（同日前に締結された建設工事の請負契約に係るものを含む。）について適用する。

(審議資料)

議会の議決を経て締結した建設工事の請負契約において、物価上昇の影響等により契約変更の必要が生じた場合に、迅速に対応し円滑に施工できるようにするため、専決処分することができる変更契約の額を請負金額に応じた割合とするもの。

【専決処分が可能な変更契約の概要】

現 行	改正案
増減額が 200 万円以下の変更契約	当初契約金額の 10％以内の額で、1 億 5,000 万円未満である変更契約